

1 第3期日野市地域福祉計画策定委員会

(1) 第3期日野市地域福祉計画策定委員会名簿

(◎委員長 ○副委員長)

選出区分	団体・役職名	氏名(敬称略)
公募市民	市民委員	大木 安弘
	市民委員	黒川 昭夫
	市民委員	廣澤 フサ子
有識者	法政大学現代福祉学部教授	宮城 孝 ◎
	日野市医師会代表	西久保 秀紀
関係機関	日野市民生委員児童委員協議会	渡辺 明 ○
	日野市老人クラブ連合会友愛委員長	小松 静生
	特定非営利活動法人やまぼうし理事長	伊藤 勲
	平山中地区青少年育成会会長	鈴木 民江
	日野市地域包括支援センター・あいりん	本村 雄一
	日野市社会福祉協議会	飯島 美弘
行政職員	企画部長	渡邊 博朗
	健康福祉部長	小山 光雄(～H26. 3)
		田倉 芳夫(H26. 4～)
	発達・教育支援センター長	坂田 勉 (H26. 4～)
	子ども部長	大島 康二
教育部長	田倉 芳夫(～H26. 3)	
	松本 茂夫(H26. 4～)	

2 第3期日野市地域福祉計画庁内調整委員会

(1) 第3期日野市地域福祉計画庁内調整委員会名簿

(◎会長)

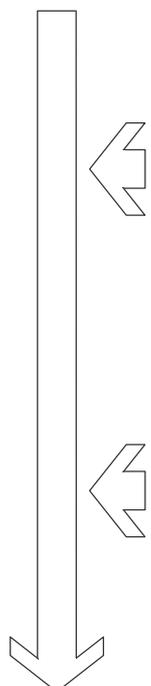
所属部署・役職名	氏名（敬称略）
企画部長	渡邊 博朗
健康福祉部長	田倉 芳夫 ◎
発達・教育支援センター長	坂田 勉
子ども部長	大島 康二
教育部長	松本 茂夫
企画調整課長	小平 裕明
地域協働課長	熊澤 修
生活福祉課長	筒井 智子
障害福祉課長	長谷川 浩之
高齢福祉課長	関 健史
高齢福祉課主幹（介護保険担当）	松井 健太郎
健康課長	金子 龍一
セーフティネットコールセンター長	堀辺 美子
発達支援課長	志村 理恵
子育て課長	中田 秀幸
保育課長	高橋 真二
子ども家庭支援センター長	宮澤 隆之
子ども部主幹（新子育て制度担当）	高原 洋平

○ 事務局（福祉政策課）

福祉政策課長	原島 由美子
福祉政策課副主幹	飯倉 直子
福祉政策課主事	鷲岡 拓真

3 第3期日野市地域福祉計画策定の経緯

平成 26 年 3 月 19 日	第 1 回 日野市地域福祉計画 策定委員会	検討内容 ①第 2 期計画の概要及び改定の進め方 ②第 2 期計画アクションプランの実施状況報告 ③第 3 期計画策定スケジュール
---------------------	-----------------------------	--



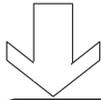
平成 26 年 5 月 28 日	第 1 回 日野市地域福祉計画 策定庁内調整委員会	検討内容 ①第 2 期計画の概要及び改定の進め方 ②第 3 期計画策定スケジュール ③各庁内調整委員への協力依頼
---------------------	---------------------------------	---

平成 26 年 6 月・7 月	ヒアリング調査	ヒアリングシート及び現場等への訪問聞き取りによるヒアリング調査の実施
	アンケート調査	民生委員児童委員へ、アンケート調査の実施

平成 26 年 6 月 24 日	第 2 回 日野市地域福祉計画 策定委員会	検討内容 ①「福祉関連部署・施設ヒアリング」等の概要 ②現状の把握（地域活動の状況、人口・世帯の状況、福祉の状況） ③課題の検討
---------------------	-----------------------------	---

平成 26 年 8 月 1 日	第 3 回 日野市地域福祉計画 策定委員会	検討内容 ①前回話題となった福祉関係施設・制度について ②「福祉関連部署・施設ヒアリング」等の結果 ③課題の整理・方策検討 （初期総合相談窓口の総括、重点課題について）
--------------------	-----------------------------	--

平成 26 年 10 月 10 日	第 4 回 日野市地域福祉計画 策定委員会	検討内容 ①元気シニア活躍を促すインセンティブの事例 ②重点課題について ③目次構成案、体系案について ④アクションプランについて
----------------------	-----------------------------	---



平成 26 年 12 月 9 日	第 5 回 日野市地域福祉計画 策定委員会	検討内容 ①素案について ②今後のスケジュール
---------------------	-----------------------------	-------------------------------



平成 26 年 12 月 22 日	第 2 回 日野市地域福祉計画 策定庁内調整委員会	検討内容 ①策定状況について ②素案について ③パブリックコメント・説明会の実施について
----------------------	---------------------------------	---



平成 27 年 1 月 1 日 ~1 月 23 日	パブリックコメント の実施	ホームページ、豊田駅連絡所、七生支所、市内各図書館にて素案の閲覧ができるようにし、ご意見等募集を実施
---------------------------------	------------------	--



平成 27 年 1 月 17 日	説明会の実施	計画の概要について説明
---------------------	--------	-------------



平成 27 年 2 月 16 日	第 3 回 日野市地域福祉計画 策定庁内調整委員会	検討内容 ①パブリックコメント・説明会等のご意見について ②最終案について ③計画実施への協力依頼
---------------------	---------------------------------	--



平成 27 年 2 月 19 日	第 6 回 日野市地域福祉計画 策定委員会	検討内容 ①パブリックコメント・説明会等のご意見について ②最終案について
---------------------	-----------------------------	---

4 用語解説

	用語	解説
p. 1	高齢者人口	65 歳以上の人口。
p. 1	孤独死・孤立死	定まった定義はないが、概ね、看取る人がなく一人で亡くなった後、数日間発見されない状態にあること。
p. 1	所在不明	平成 22 年、亡くなった後も死亡届が提出されないままになっている高齢者がいることが判明し、その一部に年金の不正受給等があったことが報道された。また、平成 26 年には認知症の高齢者が身元不明のまま、他市町村において保護されている場合があることがわかり、情報提供等の対策の必要性が問題となった。さらに、住民基本台帳に登録されているが、乳幼児健診を受診していない、幼稚園・保育園や学校に通っていないなど、連絡の取れない状況にある 18 歳未満の子どもがいることがわかり、全国で調査した結果、所在不明児は 141 人（平成 26 年 10 月 20 日現在）にのぼり、虐待リスクがあることも含め問題となった。
p. 1	避難行動要支援者	平成 25 年 6 月の「災害対策基本法」の一部改正から使われる。高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方を「要配慮者」とし、そのうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方を「避難行動要支援者」として、その名簿作成を市町村に義務づけた。
p. 1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)	「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行により、平成 25 年 4 月から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となった。これにより、平成 25 年 4 月から、障害者（児）の定義に政令で定める難病等が追加され、難病患者等で、症状の変動などにより、身体障害者手帳の取得ができないが、一定の障害がある方々が障害福祉サービス等の対象となった。また、平成 26 年 4 月からは、障害程度区分から障害支援区分への見直し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームとグループホームの一元化などが実施された。
p. 1	子ども・子育て関連 3 法	平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定子ども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定子ども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の 3 つの法律のことをいう。これにより、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上をすすめていく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月にスタートする。
p. 1	生活困窮者自立支援法	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、自立の促進を図るための措置を講ずることを定めた法律。生活保護に至る前に、就労など自立に関する相談や、住居の確保に必要な費用の給付などを行う。平成 27 年 4 月施行。
p. 1	公民協働	本市では、地域の一員としての自覚と責任をもってまちづくりに携わる市民を「公のことを考える市民」＝「公民」と呼び、これまでの市民参画・協働を更に深め、ともに様々な形態でまちづくりを行っていく動きのことを「公民協働」と呼ぶ。
p. 5	民生委員児童委員	民生委員は、「民生委員法」によって設置が定められており、「児童福祉法」により児童委員を兼ねることになっている。活動の目的は、社会奉仕の精神をもって住民からの相談に応じたり、住民が尊厳をもってその人らしい自立した生活ができるように支援を行い、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりを目指すものである。

	用語	解説
p. 5	地域包括支援センター	平成 18 年 4 月 1 日から「介護保険法」の改正に伴い創設された高齢者の総合相談窓口となる機関。市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、高齢者が住み慣れた自宅や地域で生活できるように、必要な介護サービスや保健福祉サービス、その他、日常生活支援などの相談に応じる。
p. 5	社会福祉協議会	地域福祉の推進を目的として、「社会福祉法」第 109 条に基づき設立された民間団体（社会福祉法人）。行政および地域の住民・各種団体との連携を図り、福祉・ボランティア活動を行う。
p. 5	パブリックコメント	行政が新たな計画などを策定するとき、その案を公表し、市民からの意見・情報を得て公正な意思決定をするための制度。
p. 9	人口ピラミッド	国などの地域のある時点における年齢階層別人口を上下に、男女を左右に分けて並べた図で、その形態によって人口構成を知ることができる。通常は、出生数が多く、死亡等により、年齢を重ねていくうちに人口が少なくなり、三角形のピラミッド状の形になるが、少子化の影響によって三角形型ではなく壺状になる傾向となっている。
p. 10	高齢化率	65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。WHO（世界保健機構）や国連の定義によると、高齢化率が 7%から 14%未満を「高齢化社会」、14%から 21%未満を「高齢社会」、21%以上を「超高齢社会」とされている。本市では、すでに超高齢社会を迎えている。
p. 19	合計特殊出生率	15 歳から 49 歳の女性の、年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むかを表す。第一次ベビーブームの頃には合計特殊出生率は 4.5 以上の高い値を示したが、1950 年代には 3 を割り、1975 年には 2 を割り込むようになった。1987 年には 1.57 ショックが起こり、少子化問題が深刻化した。
p. 22	基幹型児童館	児童館は、地域の 0 歳から 18 歳までの子どもたちと、その保護者が気軽に集える場所として、子どもたちを心身ともに健やかに育成することを目的とし、家庭・地域・学校との連携を大切にしながら、子育て・子育て支援を行っている。 本市では独自の考え方として、市内をブロックに分け、それぞれの地域に子育て子育て支援の中心となる「基幹型児童館」と「地域型児童館」を配置し、それぞれの役割を担いながら協力してその地域の子育て子育て支援をチームとして行っている。 「基幹型児童館」は、プレママ、プレパパから乳幼児とその保護者、小学生から中高生まで子どもに関わるあらゆる世代に対して事業を実施し、地域の子育て子育ての核となる総合施設としての役割を担っている。
p. 22	地域型児童館	基幹型児童館のもと、それぞれの施設の特色を活かし、地域の身近な子育て子育て支援施設としての役割を担っている。
p. 25	NPO	民間非営利組織、特定非営利活動団体。Non Profit Organization の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的活動を行う民間組織。
p. 25	NPO 法人	平成 10 年施行の「特定非営利活動促進法」により法人格を認証された民間非営利団体。法的には「特定非営利活動法人」という。
p. 29	ふれあいサロン	地域の中での仲間づくりや交流を行う場。特に、一人暮らしや家の中で過ごしがちな高齢者の方が気軽に集い、人とつながることができる場。
p. 33	アクションプラン	企画を実施するための基本方針。また、行動計画のこと。
p. 33	セーフティネット	「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全ての人に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。

	用語	解説
p. 36	居宅介護支援事業所	介護支援専門員（ケアマネジャー）を置き、要介護認定を受けた方が適切な介護サービスを利用できるよう、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成や見直し、サービス事業者との連絡・調整を行う都道府県の指定を受けた専門機関。
p. 36	地域生活支援センター 地域活動支援センター	障害のある人に対して、創作的活動や生産活動の機会の提供のほか、社会との交流の促進、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解を促すための普及啓発事業を行う。
p. 36	見守り推進員	本市では、地域にお住まいの方々・お店や事業所・地域包括支援センターが連携して、高齢者の様子の変化を早めに見つけ、速やかに対応するための「高齢者見守り支援ネットワーク」に取り組んでいる。この取り組みにおいて、市に登録している協力者の方を「ふれあい見守り推進員」と呼んでいる。
p. 38	コミュニティソーシャルワーカー	地域を基盤とし、支援を必要とする人を支援につなげたり、地域の住民活動を支援したり、福祉の側面から地域の課題解決に取り組む仕事を行う福祉の専門職。
p. 41	地域包括ケアシステム	平成 26 年 6 月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が改正され、地域包括ケアシステムの構築が求められる。いつまでも住みなれた地域で安心して暮らすために、どのような健康状態や生活状況にあっても、その時に必要なサービスを適切に受けられる環境の整備を目指すもの。そのため、「介護」「予防」「医療」「住まい」「生活支援」が一体的に提供されるシステムの構築が必要になる。
p. 42	社会資源	社会における課題解決のために用いることのできる制度、施設、人材などのこと。
p. 58	生活支援コーディネーター	介護保険法の改正を受け、高齢者の介護予防および生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化を行う。

ともに支え合うまちプラン
～第3期日野市地域福祉計画～

平成27年3月

編集 日野市健康福祉部福祉政策課

発行 日野市

〒191-8686

日野市神明一丁目12番地の1

TEL 042-585-1111(代) FAX 042-583-4198

E-mail fukusei@city.hino.lg.jp